

出張所管内(国道45号東松島市～登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

特殊車両の通行状況確認を行いました

10月5日、国道45号東松島市内鳴瀬検測所において石巻警察署と合同で、特殊車両の通行状況確認を行いました。

道路を通行できる車両の寸法・重量等は『車両制限令』で規定されています。今回は、この規定を超えて通行する車両の許可状況や許可内容に合致しているか確認したものです。違法通行は、道路や橋梁等の構造物に大きなダメージをあたえたり、重大な事故を引き起こす原因になります。

みんなの財産である道路の保全や交通事故防止などのため、定められたルールを守り違法通行をなくしましょう。

石巻国道維持出張所は、今後も定期的に特殊車両の通行状況確認を行っていきます。

下記の限度を1つでも超えると「特殊車両通行許可申請」が必要です。

- ・長さ 走行状態で12m
- ・幅 積載状態で2.5m
- ・高さ 積載状態で3.8m
- ・総重量 積載状態で20t
- ・軸重 積載状態で最大10t

※ 車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送法」、「道路交通法」でも定められています。

みんなでルールを守りましょう！！



確認内容を説明、ご協力いただきました



車両寸法の確認を行いました



積載重量の確認を行いました



通行許可証や許可条件について確認しました